

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

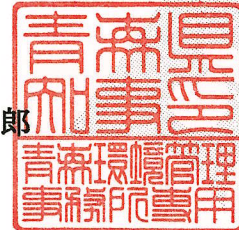
東京都品川区大崎一丁目11番1号

八戸製錬株式会社

代表取締役 八丁 和也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 宮下 宗一郎



許可の年月日 令和4年7月2日

許可の有効年月日 令和9年7月1日

1. 事業の範囲

別表のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年7月2日	新規許可
令和4年7月2日	更新許可
令和7年7月22日	書換え（代表者）

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)

別表

特別管理産業廃棄物の種類																										
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)																										
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)																										
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)																										
感染性産業廃棄物																										
特定有害産業廃棄物																										
廃ポリ塩化ビフェニル等																										
ポリ塩化ビフェニル汚染物																										
ポリ塩化ビフェニル処理物																										
廃水銀等																										
指定下水汚泥																										
廃石綿等																										
産業廃棄物の種類																										
含有する有害物質																										
水銀又はその化合物																										
鉛又はその化合物																										
有機燐化合物																										
六価クロム化合物																										
砒素又はその化合物																										
シアン化合物																										
ポリ塩化ビフェニル																										
トリクロロエチレン																										
テトラクロロエチレン																										
ジクロロメタン																										
四塩化炭素																										
一・二・ジクロロエタン																										
一・一・ジクロロエチレン																										
シスー一・二・ジクロロエチレン																										
一・一・二トリクロロエタン																										
一・一・二トリクロロエタン																										
一・三・ジクロロプロペン																										
チウラム																										
シマジン																										
チオベンカルブ																										
ベンゼン																										
セレン又はその化合物																										
一・四・ジオキサン																										
ダイオキシン類																										
鉱さい																										
ばいじん																										
燃え殻																										
廃油																										
汚泥																										
廃酸																										
廃アルカリ																										
備考																										

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの